

## 統合型リゾート(IR)

### ～ゲーミング(カジノ)税およびライセンス料～

2015年3月

IRビジネス・リサーチグループ リーダー  
有限責任監査法人トーマツ パートナー  
仁木一彦

※当該資料中、意見に亘る部分は著者の私見であり、著者の属する法人等のものではありません。

#### I. はじめに

米国やシンガポールなどのカジノ先進国では、カジノ運営事業者からカジノ運営に係るライセンス料やゲーミング(カジノ)税が徴収されています。一般に、ライセンス料は定額のものやカジノ施設で運営しているスロットマシンの台数やテーブルゲームの数によって課税されるものがあり、また、ゲーミング(カジノ)税はカジノ施設でのゲーミング(カジノ)により発生した総ゲーミング収益に対して課税されます。

ライセンス料やゲーミング(カジノ)税は各国によって税率や計算式が異なっています。ここでは、米国ネバダ州およびシンガポールのライセンス料とゲーミング(カジノ)税の制度をご紹介します。

#### II. 各国におけるライセンス料およびゲーミング(カジノ)税

##### 1. 米国ネバダ州

米国ネバダ州では、カジノ運営事業者のライセンスは、制限付きライセンスと制限なしライセンスに区分されており、それぞれの区分に応じてライセンス料やゲーミング(カジノ)税が徴収されます。なお、ネバダ州ではゲーミング収益に対して売上・使用税(sales and use tax)は課税されません。

制限なしライセンスとはスロットマシンの台数が16台以上やその他のゲーミング機器を運営するカジノ運営事業者に対するライセンスであり、制限付きライセンスとはスロットマシンの台数が15台以下など小規模なカジノ運営事業者に対するライセンスです。

制限なしライセンスと制限付きライセンスを保有するカジノ運営事業者から徴収されるライセンス料およびゲーミング(カジノ)税は下表のとおりです。

なお、ネバダ州では、徴収したライセンス料やゲーミング(カジノ)税については州の一般財源に充てられることとなります。

#### 制限なしライセンス

##### スロットマシン:

年次ライセンス料 (annual tax)

スロットマシン 1 台あたり年間 250US ドル

四半期ライセンス料 (quarterly license fee)

スロットマシン 1 台あたり四半期 20US ドル

##### ゲーム:

年次ライセンス料 (annual tax) (17 ゲーム以上の場合)

年間 16,000US ドル + 200US ドル × (ゲーム数 - 16)

四半期ライセンス料 (quarterly licensed fee) (36 ゲーム以上の場合)

四半期 20,300US ドル + 25US ドル × (ゲーム数 - 35)

##### ゲーミング(カジノ)税 (monthly percentage fee):

総ゲーミング収益(※1) × 累進税率

50 千 US ドル以下 3.5%

50 千 US ドル超 134 千 US ドル以下 4.5%

134 千 US ドル超 6.75%

#### 制限付きライセンス

##### スロットマシン:

年次ライセンス料 (annual tax)

スロットマシン 1 台あたり年間 250US ドル

四半期ライセンス料 (quarterly license fee)

スロットマシン 1 台 81US ドル~15 台 1,815US ドル

(※1) ネバダ州におけるゲーミング(カジノ)税算定上の総ゲーミング収益はカジノ運営事業者が獲得した勝ち金の純額です。

出典: ネバダ州法 463 章よりトーマツグループ IR ビジネス・リサーチグループが作成

## 2. シンガポール

シンガポールでは、カジノ運営事業者に対して定額のライセンス料が課税されるほか、富裕層顧客(VIP)に対する総ゲーミング収益と一般顧客に対する総ゲーミング収益とで異なる税率のゲーミング(カジノ)税が徴収されます。シンガポールではゲーミング(カジノ)税のほか、総ゲーミング収益に対して財貨およびサービス税(goods and service tax)も課税されます。

なお、シンガポールでは、カジノ規制機構が徴収したライセンス料はカジノ規制機構に属し、その運営に充てられ、ゲーミング(カジノ)税については、シンガポール政府の一般財源として充てられることとなります。

ライセンス料 (casino license fee):

運営するカジノが1つの場合 年間 22.8 百万シンガポールドル

運営するカジノが2つ以上の場合 年間 19 百万シンガポールドル

ゲーミング(カジノ)税 (casino tax):

富裕層顧客(VIP) 総ゲーミング収益(※2) × 5%

一般顧客 総ゲーミング収益(※2) × 15%

(※2) シンガポールにおける総ゲーミング収益はカジノ運営事業者が獲得した勝ち金の純額から財貨およびサービス税を控除した金額です。

出典: シンガポール カジノ管理法および諸規則よりトーマツグループ IR ビジネス・リサーチグループが作成

## Ⅲ. 日本におけるライセンス料やゲーミング(カジノ)税の論点

他国の事例では、ゲーミング(カジノ)税率や消費税の取り扱いは、カジノ導入の目的(税収増加、雇用増加、観光振興、地域振興等)や、近隣地域との競争環境、期待する投資規模などを総合的に考慮して決定された経緯があります。

今後、日本でカジノを含む統合型リゾートが導入された場合、ライセンス料やゲーミング(カジノ)税の税率や計算式がどのように決定されるか、また、総ゲーミング収益に対して消費税が課税されるか等は、企業のビジネス展開に大きな影響を与えることになるため、注視が必要なテーマであると考えられます。

本記事に関するより詳しい情報は、以下までお問い合わせください。

IR(統合型リポート)ビジネス・リサーチグループ

[info-irbg@tohmatu.co.jp](mailto:info-irbg@tohmatu.co.jp)

## 著者紹介



仁木 一彦(にき・かずひこ)

IR ビジネス・リサーチグループ リーダー  
有限責任監査法人トーマツ パートナー

### 【経歴】

IR ビジネスに係るプロジェクトの業務責任者を複数務め、IR ビジネス参入を検討する企業だけでなく、国や地方自治体に対するサポートも手がける。IR ビジネスに関係の深いエンタテインメント、メディア、不動産、ホテル等でのコンサルティング業務経験を多数有する。企業の透明化・健全化に関する分野を中心に専門分野は各種規制対応、コーポレートガバナンス、内部統制、内部監査、不正対策、リスクマネジメント、コンプライアンス、CSR 等。著書に『図解 ひとめでわかる内部統制 第3版』(東洋経済新報社)、『図解 ひとめでわかるリスクマネジメント 第2版』(東洋経済新報社)、『リスクマネジメントのプロセスと実務』(LexisNexis)など多数。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。